

食料・農業・農村政策審議会

第 2 回

消費・安全分科会

平成16年3月25日

農林水産省消費・安全局

午前10時32分 開会

○山本分科会長 どうも皆様おはようございます。

ただいまから食料・農業・農村政策審議会第2回消費・安全分科会を開催いたします。本日はご多忙のところご参集いただきましてありがとうございます。この間、前回この分科会を開催してから多くのことが生起いたしました。本日はその実情、それからその取組みにつきましてご報告をいただきまして、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたいというふうに思っております。

それでは、早速でございますけれども、消費・安全局長からごあいさつをお願いしたいと思います。

○中川消費・安全局長 おはようございます。消費・安全局長の中川でございます。

本日は、委員の皆様方お忙しいところご参集いただきまして本当にありがとうございます。また、日頃から私ども農林水産省の行政の遂行に当たりましていろいろとご助言、あるいはご支援をいただいておりますこと、この場をおかりいたしましてお礼申し上げます。

私どものこの消費・安全局、今年の7月に発足をいたしました。国民の皆様の健康保護を最優先とした食品の安全行政の確立に向けまして、いろいろと組織を挙げて努力をしております。もうはや9カ月が過ぎたわけでございます。この間、私どもは関係の府省と連携を保ちながら、消費者の方々との対話も幅広く行いながら食の安全、安心の確保のためにさまざまな取り組みをしてきてございます。基本的な考え方は、生産の現場から流通、加工、それから販売、そして消費者の手元に届くまでのそれぞれのステージごとに必要な対策を打っていくと。それを基本的な考え方にしております、生産現場におきましては農薬ですとか肥料ですとかそういった投入資材がきちっと適正に使われて、そして安全な農産物の生産に資するということのポイントでございます。

また、最近是人畜共通感染症などの話も出ておりますが、家畜防疫体制をきちっと取り組んでいく、その強化に取り組んでいくということが生産現場でやるべきことだというふうに思っております。また、流通なり加工の過程では、万一いろんな事故がありました際には、その原因をさかのぼっていけるような、そういうトレーサビリティのシステムをきちっとつくっていくというふうなこと。あるいは、消費者の方が実際に商品をお買いになるときに、その判断のもとになります表示がきちっと適正になされるような、そういった監視、あるいは制度の適正化といったものについて取り組んできたところでございます。

さらにこういったそれぞれのステージごとの取り組みだけではなくて、消費者の方々が常日頃から食というものについていろんな確かな判断ができるような、そういった情報の提供、あるいはもう少し幅広く食育といった観点からの取り組みも行ってまいりましたし、それから生産者、消費者、それからその中間に位置する食品関係の事業者の方々たち、その相互の間の顔の見える関係づくりといったものにも取り組んできたところでございます。

それぞれの取り組みは後ほど担当課長の方から詳しくご報告をいたさせますけれども、この9カ月間を振り返りますと本当にこの新しい組織の発足を待っていたかのように事件、事故が多発をいたしております。BSE、それから鳥インフルエンザ、それからまた、コイヘルペスウイルス病といったような新聞の一面を飾るようなといいますか、余りいいことではありませんけれども、話題になるような事柄が連続して起こってまいりました。それぞれBSE、それから鳥インフルエンザにつきましては国境措置につ

いて迅速に対応するというようなこと。あるいは、国内での発生に対しましては蔓延防止のための対応を、地方それぞれの現場での担当の皆さん方との協力を得ながらこれまで精一杯やってきたところでございます。

特に、インフルエンザにつきましては、先般16日でありますけれども、関係の閣僚の会議におきまして、鳥インフルエンザ緊急総合対策といったものも取りまとめていただきましたし、今回の対応の中で必ずしも十分でなかった点、制度的な面もいろいろと明らかになってまいりました。家畜伝染病予防法を急ぎよ改正をいたしまして、そういった制度面での強化もこの通常国会の間に対応したいというふうに思っているところでございます。

前回の第1回目の消費・安全分科会におきまして今年度の後半にやるべきことということで、いろいろと我々の予定を申し上げましたが、これは言い訳になりますけれども、今申し上げましたような当面の事件、事故への対応で、ものによりましては必ずしも予定のとおり処理が行われていないものもでございます。これは、余り申し上げると言い訳にもなりますけれども、どうしても目先の対応に忙殺をされているという面で一部お約束の点が十分こなされていない分があるということを、あらかじめお詫びを申し上げたいというふうに思います。

きょうは、後ほどそれぞれ担当の方からもご報告をさせますので、いろいろと委員の方々からご助言をいただきたいというふうに思います。

簡単ではございますけれども、以上を申し上げまして、私の開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から委員の出席状況につきましてご報告をお願いいたします。また、本日の資料についてもあわせてご説明をお願いしたいと思います。

○坂井消費・安全政策課長 この部会の庶務を担当しております消費・安全政策課の坂井でございます。本日は、安高委員、安藤委員、幸島委員の方々が都合がつかないということで欠席でございます。この審議会は、出席すべき委員の3分の1以上が出席するということで成立するというところになっておりますので、本日の本分科会は成立をしておるところでございます。

続きまして、資料でございますが、非常にたくさんの資料をお配りして恐縮でございますが、配布資料一覧のとおり資料1から7まで、また参考資料として3種類の資料をお配りしております。もしないものがあれば今でも結構ですし、後ほどでも結構ですので、お気づきであれば手を挙げていただければお届けしたいと思います。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

続きまして、議事次第によりまして4番目の意見交換というところに進みたいと思います。

議事進行でございますが、本日はこの意見交換の部分につきましては、3つのパートに分けまして、まず資料2と資料3に関係しますパート。資料2は消費・安全分科会のもとに設置されております家畜衛生部会の開催状況。資料3は、最近の家畜衛生を巡る情勢についてご報告をいただきまして、そこで委員の皆様のご質問、ご意見をいただきたいと思います。その次に、資料4、食料・農業・農村基本計画の策定、それから資料5、消費者・生産者・食品事業者等との懇談会についてご説明をいただきまして、そこでまたご意見、ご質問を賜りたいと思います。そして、第3のパートといたしまして、資料6の食品表示・JAS規格を巡る状況、資料7、食の安全・安心のための政策大綱工程表、これにつきましても同じように説明をいただきまして、ご質問等をいただきたいと考えております。

なお、本日の会議は12時半ころまでを予定しておりますので、議事進行につきまして委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、事務局の方からご報告をお願いいたします。

○栗本衛生管理課長 衛生管理課長の栗本でございます。おはようございます。

それでは、私の方から資料の2と3についてのご報告をさせていただきます。

まず、資料の2をごらんいただきたいと思います。

家畜衛生部会の開催状況等についてでございますが、この部会は昨年9月22日に開催をいたしております。

次のページをごらんいただきたいんですが、これに先立つ9月19日に亀井農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会議長あてに諮問がなされておまして、1つは記の1ですけれども、家畜伝染病予防法に基づきます「特定家畜伝染病防疫指針」の作成について。もう1つは、同じく家畜伝染病予防法に基づきます「飼養衛生管理基準」の設定について、の2点についてご意見を求めるというものでございます。

その次のページに概要をお示ししてございますが、この日は5の議事概要にございまして、田嶋委員に部会長をお願いをし、それから柏崎委員に部会長代理をお願いするという決定をいただきました。それから、専門的、技術的な事項の調査審議等を行うために、牛豚等疾病小委員会、家きん疾病小委員会、プリオン病小委員会、衛生管理小委員会の4つの小委員会の設置についてご了承をいただいております。

それから、特定家畜伝染病防疫指針の作成につきましては、当面、口蹄疫、牛海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザについて作成していくことをご了承いただいております。

それでは、資料2の最初のページにお戻りいただきたいと思いますが、2つ目の〇のところでございます。小委員会といたしましては牛豚等疾病小委員会を1回、昨年12月16日に開催をしております。

特定家畜疾病として口蹄疫の防疫指針をつくるというそのための会合でございまして、既に口蹄疫の防疫要領というものがござ

います。これをベースにして必要な見直しを行った上で指針の形にしていくという考え方についてご了承いただきまして、事務局案をお示ししてご意見をいただいたところでございました。

それから次に、家きん疾病小委員会でございますが、第1回は昨年12月18日に開催しております。このとき既に高病原性鳥インフルエンザにつきましては、防疫マニュアルを昨年つくっておりました。それを口蹄疫とものと同じように必要な見直しを行った上で指針にしていくという、そういう方針をお示しをいたしましてご意見を伺ったというのが第1回でございました。このとき、ちょうどその前日、12月17日に韓国で高病原性鳥インフルエンザが発生をしております、そのようなこともご報告をさせていただいたところでございます。

そして、年が明けまして1月12日に国内で発生があったわけでございます、その2回から5回につきましては、その防疫対応についてご意見をいただくという形で開催をさせていただいております。

2回目と3回目につきましては第1例目の発生について、そして4回目につきましては2月17日に発生しました2例目の対応について、そして第5回につきましては3例目の発生の後に開催をしております。

2回から5回の概要につきましては、この資料の、ページがふってなくて申し訳ございませんが4枚目以降に毎回の概要につきまして添付させていただいておりますが、資料3の方でインフルエンザにつきましてはまとめてご報告させていただきますので、ここでは紹介を省略させていただきます。

このように、特定家畜疾病であります高病原性鳥インフルエンザの防疫指針につきましては、これをつくるためということよりはむしろその現行のマニュアル、防疫マニュアルを実際の発生に合わせて見直しをいただくというような形でのご検討をいただいております。

それから、次にプリオン病小委員会でございますが、今年の3月9日に開催をしております。この小委員会はBSEの防疫指針をつくるために開く予定をしておりましたけれども、その前に私どもがやっております死亡牛のBSEの検査でBSEが確認をされたということがございまして、その判定のために開かせていただいたのがこの会でございます。

この概要につきましては、この資料の一番最後のページについておりますが、これにつきましても資料3で後ほどごらんいただきたいと思っております。

それから、一番下でございますが、衛生管理小委員会。これは昨年11月28日に開催をさせていただいております。飼養衛生管理基準の策定につきましては基本的な考え方、原案をお示ししてスケジュールについてもご了承をいただいております。この小委員会につきましてもスケジュールどおりできていないということのご報告を申し上げて、お詫びを申し上げたいと思っております。

この資料につきましては以上でございます。

引き続きまして、資料3で、最近をめぐる情勢についてご報告をさせていただきます。

1 ページおめくりいただきますと、高病原性鳥インフルエンザの発生についてまとめた資料でございます。まず第1例目の発生でございますけれども、山口県の阿武郡阿東町で採卵鶏農場で発生をしております。1月12日にH5亜型A型鳥インフルエンザということで、このときに家畜伝染病予防法に基づきます患畜と決定をされております。そして、その後翌日になりましてウイルスの血清亜型がH5N1であることが確認されております。

防疫対応でございますけれども、家畜伝染病予防法、それから高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿いまして必要な措置が講じられまして、発生農場における防疫措置につきましては鳥の安楽死、そして埋却と消毒といった発生場所におけるウイルスの封じ込め、これにつきましては1月21日に完了をしております。

その後、3の(3)のところでございますけれども、第2回の家きん疾病小委員会を開催いたしまして、進めている防疫措置等についてのご助言をいただいております。蔓延防止措置につきましては防疫マニュアルに沿った蔓延防止措置を徹底することというご助言をいただきまして、それに従って進めてまいりまして、次のページでございますけれども、さらに(4)のところがございますが、第3回の家きん疾病小委員会を開催いたしましてご助言をいただいております。

清浄性の確認の方法につきましてご意見をいただきまして、移動制限……移動制限というのは発生農場を中心とした半径30キロメートルの範囲にウイルスが広がっている恐れがあるということで、卵や鳥の移動を抑えていただく、動かさないでおいいただくということで、その外に鳥に移さないようにするというための措置でございますけれども、この措置をとっていた範囲について、清浄性を確認した上で解除をしていくということについてご助言をいただいております。その方向で進めまして、(6)のところがございますけれども、移動制限の措置、すべての防疫措置が2月19日午前零時で完了いたしまして移動制限区域が解除されております。

それから次のページにまいりまして、第2例目の発生についてでございますが、2例目は大分県玖珠郡九重町で、ここは養鶏場ではなく愛玩用にチャボとアヒルを飼っていらっしゃるところで発生ございました。

発生の経過ですけれども、1例目の移動制限解除を目前に控えておりました2月17日に患畜との確定がされたわけでございます。防疫措置につきましては発生場所、羽数も少なかったということがございまして、非常に早い通報もいただきまして措置がすぐに終わったということで、2月23日、3の(4)でございますけれども、第4回の家きん疾病小委員会を開催いたしました。非常に早く措置が行われた、それから発生が小規模であったというようなことを踏まえまして、1例の場合は半径30キロメートルの移動制限区域、これをマニュアルの原則どおり28日間維持をするという形での防疫措置をとらせていただきましたけれども、この場合2例目につきましては、小規模な発生ですぐに措置も行われたということで、1次清浄性確認というのと2次清浄性確認の2

回に分けて、(4)の②のところにございますけれども、順次、移動制限区域から搬出制限区域、動かさないのではなくて出せないというだけの区域に変えていく。それから、順次、清浄性確認をしながら清浄性確認を縮小することが適当というご助言をいただきまして、これに沿って検査を進めていただきまして、次のページにまいりまして、(7)でございますけれども、3月11日に区域が解除されております。

それから、3例目につきましては京都での発生でございまして、2月28日に患畜と確定されております。この場合は、その次のページでございますが、3の(3)でございますが、発生農場での通報が遅れたということがございまして、兵庫県、あるいは愛知県の食鳥処理場に鳥が出荷されていたというようなことがありまして、関連のあったそれぞれの場所での必要な対応がなされております。

それから、その次のページをごらんいただきますとカラスの表が載っております。(4)のところに、第5回の家きん疾病小委員会を開催しております。この場合は、その通報の遅れがございました関係で、まず30キロの移動制限区域をきちっと維持をして対応していくというようにというご助言をいただいて、今その関係を進めております。

カラスについての検査の結果、これはいろいろご心配をおかけしておりますけれども、いずれも移動制限区域30キロの範囲内で見つかったカラスがウイルスを保有しているということがわかっておりまして、その他のところで発見されているカラスにつきましてはウイルスを持っていないという結果になっております。

それからこの京都の場合は4例目、発生場所から5キロ程度離れたところでの続発が認められておりまして、こちらの方は発見が早かったので既に防疫措置が完了しております。

それから、感染経路の究明についてでございますけれども、来週早々にはチームを立ち上げて環境省の鳥の調査、それから文部科学省の方でやっただいて共同研究の成果なども踏まえまして、全体的な検討をしていただくということでチームを立ち上げることを予定しております。

インフルエンザについては以上でございます。

それから、その次のページにBSE感染牛の概要について表でお示しをしております。この分科会1回目以降起こったことは8例目以降のことでございまして、昨年の10月に8例目、そして11月に9例目が発見されてございまして、これはいずれも23カ月齢であったり21カ月齢であったり、今までのものよりも若い若齢牛に出たということと、それから8例目につきましては若干プリオンのタイプが違うということで、非定型的という形でのものが確認をされたというものでございまして。それから10例目が今年の2月にあり、そして11例目が、先ほどご紹介いたしましたけれども死亡牛の検査で見つかった初めてのケースでございまして。

いずれも疑似患畜の頭数等まだ調査中の部分がございますけれども、このような形でBSEの確認がされております。いずれも食用には回っていない、あるいは焼却処分が必ずされるということで余り大きな反応がないといえますか大変冷静に対応していた

だいているところでございます。感染経路の究明につきましても、現在進めているところでございます。

その次のページは、米国におけるBSEの発生についてでございますが、これは昨年の12月24日、クリスマスイブ、日本時間では24日でございますけれども、アメリカでのBSEの発生が報告されました。カナダ・アルバータ州で生まれてアメリカに導入された牛、ホルスタイン種6歳半の牛での発生でございます。アメリカでもいろいろな調査がなされまして、この牛がカナダから来たもののうちの1頭であるということがわかったり、そのほかいろいろな追跡がされましたけれども、必ずしもすべての牛の追跡、疑似患畜に相当する牛のすべてが追跡されたわけではないといったようなこと。

それから、その次のページにございますが、追加的なBSE対策として12月30日に発表されたものがございますけれども、必ずしも十分な対策ではないということ。それから、国際的な調査団による調査も行われておりますけれども、やはり診断方法、あるいは特定危険部位の除去、法規制の実効性などの面で不十分であるということで、さらに対策を強化することが勧告されているというような状況でございます。

4のところですが、日本の対応でございます。12月24日、わかった時点ですぐに輸入を止めておりまして、そのまま維持しております。

その後、次のページ、2ページぐらいにわたりまして、やりとりが順次書かれておりますけれども、アメリカからも使節団が何度か派遣されたり、あるいは電話での会談が行われたりしております。(12)の②のあたりに最終的な日本の考え方がまとめてありますが、消費者の安全・安心の確保を第一に考える必要があるということ。それから、日本向けに輸出される牛肉につきましては全頭検査、特定危険部位の除去が基本であり、消費者からの要請も受けているという、そういう日本の立場というのは変えずにずっと来ているわけでございます。それで、現在アメリカからの提案を待っているという、そういう状況でございます。

その次のページは、先ほど局長の冒頭のあいさつにもございましたけれども、鳥インフルエンザに対する関係閣僚による決定ということで、対策をまとめたものが添付してございます。

それから、17ページ以降は、厚生労働省における対応状況についてまとめたものを添付させていただいておりますが、そちらは省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほどの議事進行のプランに基づきまして、この資料2と資料3に関する部分につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。ご質問、ご意見おありの方は挙手をされてどうぞ自由にご発言してください。

○山本分科会長 伊東委員。

○伊東委員 資料2の後ろから3枚目になると思いますが、第5

回家きん疾病小委員会の件ですけれども、この中の（３）、防疫マニュアルの見直しについてということでもまとめてございますね。これは決定ということなんですか、今後こういうことをさらに見当なさるといふことなのか。

○栗本衛生管理課長 この中のかなりの部分は、既に防疫マニュアルの改正をしております、実際にはほとんどこの対応で具体的な対応はできるようになっております。

○山本分科会長 伊東委員、よろしいでしょうか。

○伊東委員 はい。

○山本分科会長 それでは、ほかに何かご質問、ご意見おありの方。

どうぞ、中村委員。

○中村委員 資料３のところの最後の方の15ページに、鳥インフルエンザワクチンの話がありますね。これは不勉強で申し訳ないんですが、このガイドライン的なものは今月中に出るといふことですか。ということですよ、もう出たんでしたっけ。

○栗本衛生管理課長 ワクチンにつきましては現在食品安全委員会できょう多分結論をいただくことになると思っておりますけれども、ワクチンを打った鳥が生産する卵、あるいはその肉についての食品としての安全性についてのご意見を伺っております、あわせてワクチンを使うときの注意事項につきましてもご助言をいただくという予定になっております、これがきょうの食品安全委員会の本委員会でその結論が出されるというふうに聞いております。

それを受けまして、私どもの方の備蓄を既にしておりますワクチンをどのように使うか、あるいはいつどういう状況になったときに使うか。あるいは使うとしたらどういう使い方をしなければいけないか。これは家きん疾病小委員会の中でももし使う場合であっても組織的、計画的に国のきちとした指導のもとに使うようにというご助言もいただいておりますので、その具体的な内容につきましては、今事務局案をつくってこれから家きん疾病小委員会などにお諮りして決めていくという、そういう段階になっております。

○中村委員 はい、わかりました。

○山本分科会長 どうぞ、局長。

○中川消費・安全局長 今担当課長の方からご説明したとおりなんですけれども、もう少し根源的なところといいますか、鳥インフルエンザのワクチンそのものについての基本的考え方をお話ししておいた方がいいのかというふうに思います。

ワクチンにはいろいろな種類があるようなんですけれども、鳥イン

フルエンザのワクチンはウイルスに感染することは防げないと。発症することは防げるということです。打ちますと自然にウイルスを浴びたとしても、鳥は見かけ上は死んだりはしなくて元気に走り回っていると。ところが体の中にはウイルスを持っていますから、打たない場合に比べると数は減るようですけども、糞に混じってウイルスが外に排出をされる。そうなりますとその周りにいる鳥に対しての、このワクチンを打った鳥が新たな感染源になるという危険が大きいわけでございます。

それから、鳥インフルエンザは人にもうつるようなもの、あるいは人から人にうつるようなものに変異をする可能性、これが特に危険性を皆さん方からも指摘をされているところでありますけれども、そういった形でワクチンを打った鳥が例えば日本の国内にということになりますと、日本の国土の中から清浄性が遅れてしまうということになりますので、ウイルスがそういった危険なものに変異をするリスクは高まっていくということで、基本的な考え方はこの早期発見をして、早期に淘汰をするということが鳥インフルエンザに対する基本的な対応であるというふうに私どもも思っております。

残念ながら早期発見、早期淘汰でもって押さえ込むことができないような自体が起こったときの、いわば最後の手段としてこのワクチンを使うということも視野に入れておくと、そういうことを願うわけではありますが、万一そうなる一番最悪の事態が来たときに何も手当てもしてなかったといっても、これはこれで行政の準備としてはよくないということで、緊急備蓄をしているわけがあります。

ですから繰り返しになりますけれども、今のような状態、今4例過去に出ておりますけれども、それぞれその現場において一応封じ込めという形で対応していると、こういう状態であれば、あるいはこれから先、1例またどこかに出たり、2例出たりというようなことであっても、散発的に出て、それがそれぞれ現場において対応できているという状態である限りにおいては、ワクチンを使うというふうな状況ではないというふうに私どもは思っております。いわば野火のようにどこかが中心になってワッと周りに広がっていくというふうなこと、それでもうほかの手段では対応できないという場合にワクチンが最後の手段としてあるかなということで、非常に慎重にこれについては考えたいと思っております。

○山本分科会長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 重ねて申し訳ないんですけども、ワクチンを使うような事態にならないよう祈っていますけれども、備蓄の状況とか国内でのワクチン製造だけで間に合うのか、緊急の輸入ということもあり得るのかということも、ちょっと参考のためにお聞かせいただけますでしょうか。

○栗本衛生管理課長 備蓄のワクチンは今320万ドーズ持っております。ドーズというのは何回分というふうにご理解いただければいいんですけども、この考え方は、半径30キロの中でどうし

ても発生農場を中心に続発が食い止められないような事態を想定いたしまして、そのときにリングワクチネーションといって一定の防火壁をつくるという、そこからの広がりを遅くするためのワクチンの、免疫を持った鳥のベルトをつくって防ぐという、そういうイメージでの使い方を想定いたしまして、半径30キロの中での鳥に打てる量ということを一応念頭において持っている量でございしますが、これはその発生地点によってももちろん鳥の数が違ってまいりますので、足りない場合は緊急輸入というようなことも、いざというときには考えなければいけないというふうを考えております。

○山本分科会長 それでは、神田委員。それから次に伊藤委員お願いします。

○神田委員 ただいまのワクチンの件なんですけれども、私も今中川さんのほうからご説明があったような認識でおりまして、そうだろうと思うんですが、実は卵とか鳥の業界の方がいらっしゃいまして、ワクチンをぜひ使いたいと、だから後押しをしてほしいといったような形でみえるわけです。そのときに今お聞きしたようなお話をしますと、いや、そうじゃなくてと全く違うお話をなさるんですね。この見解というのは大きく分かれているのでしょうか。

○栗本衛生管理課長 実は、私どももそのワクチンに関する情報は、世界に幾つか使われているワクチンがございまして、その情報を集めております。今のところ私たちが持つております情報の範囲では、やはりウイルスの排泄まで防止できる、感染防御まで完全にできるというようなワクチンというのがないという理解をしておりますので、確かに打たない鳥に感染があったときよりも打った鳥に感染があったときの方がはるかにウイルス排泄量が減るというのは間違いないんですけれども、減るんであつてなくなるのではないというところは、これは間違いないというふうにお考えいただいています。

ただ、そのなくなり方がものによってかなり違う、新しくいいワクチンが開発されたという情報もないわけではないので、そこはこれからきちっとした形で検証していく必要があると思っております。

○山本分科会長 神田委員、よろしゅうございますか。

○神田委員 はい、わかりました。

○中川消費・安全局長 それから、ちょっと補足でございますけれども、片や大変競争の激しい養鶏業界の中で、これまでご自身の経営努力でもって一定の経営を築き上げられてきた方たち、いざ自分のところに本当に感染が起こったらどうなるかという意味で大変ご心配なのはそのとおりだというふうに思っています。そういう方たちと、それからこのワクチンを使うことの国民的な公衆衛生も含めての視点からの問題、これは多少立場によって見解

が異なるのはある意味でやむを得ないことだというふうに思っておりますけれども、できるだけその相互の間の考え方なりワクチンについての見方について、やはりできればお互い理解をすることが大事だというふうに思っております、これまでも非公式にもその関係業界の代表の方と私どもとの話し合いは何度かしております。

それから、先ほど食品安全委員会でのお話が出ましたが、その3月19日だったと思いますが、専門家の方、それから私ども行政、それと関係業界の方が集まってそこで意見交換会をやるというようなこと、あるいは与党のいろんな部会でもそういった機会というのはございますし、これはできるだけ会を重ねていってなるべくならお互いわかり合った上でということ、そういうふうに持っていくように努力はしたいというふうに思っておりますが、まだ現在残念ながらその溝が埋まったというわけではございません。

○山本分科会長 続きまして、伊藤潤子委員どうぞ。

○伊藤委員 私は兵庫県でございますので、ちょうど鳥インフルエンザは私どもの生協でも大変な、大体60%ぐらいの供給高になったと思っておりますけれども、そのことと関連して少し意見を言わせていただきたいのは、今回のこともそうなんですけれども、安心と安全というふうなことでセットで言われるわけですが、もうこれが2つが違うというのは共通の皆さんの認識だと思うんですけれども、この溝をどう埋めるかということがとても大切なことだと思うんですけれども、私どもの生協に今回のことで大体日にもう500件ぐらいかかってくるわけですが、そんなときは大体食べてもう安全なんですかというふうな意見が大半だったんですね。

そのことを振り返りますと、やはりテレビとか新聞で白い服を着た人がもう最終的には生きたままビニールの袋に入れていたというような場面もございました。そして、ずっと放送した最後に食べても安全ですと、こういうふうなことだったと思うんですね。そのことに象徴されますように、やはりこれは報道の方もそうなんです、報道もそれから行政もそして私どももまず伝えて、皆さんがどういう受け取り方をするかということを考えながらやはり対処していくということが、関係者それぞれにやはりこれからは求められることではないかと思っております。ワクチンのこともそうだと思います。そういったこと、当面何をするかということもさることながら、こういう行動、こういう報道がどういう受け取られ方をするのかということまで考えた上での行動なり報道なりが必要なのかなというふうに思います。

そういうことからすれば、関連で、きょうBSEのこともありましたけれども、例えば全頭検査ということが今言われておりますが、これの評価というのには言って、安全委員会から何かが出るのかというふうに思いますけれども、作用としてはもう今消費者の間では全頭検査をしているから安全なんだという認識が、私達の周りではもうほとんどでございます。

とすれば、何らかの段階でなぜ全頭検査をするのかというよう

なことと、それから危険部位の除去というようなことなどを、ちゃんとした情報を早く出していかないと一定の修正ということになるととても労力を要することになりますので、私はさまざまなことをできるだけ早い段階でとても困難はあってもやっていかないと、本当の安心、安全というのが実現できないし、その距離というのは埋まらないまま存在するようになるのかなというふうに思っております。鳥インフルエンザに関してちょっと思うことを言わせていただきました。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。
先に新山委員で、次に大木委員にお願いします。

○新山委員 ちょうど今、鳥インフルエンザに関して情報提供の意見が出ましたので、関連して申し上げたいと思います。

兵庫県が60%の供給高まで落ちたということですが、京都は50%から40%まで低下しております。それで、山口県で発生した段階ではリスクコミュニケーションがかなりうまくいっていたのではないかと思います。その鳥肉、卵は大丈夫ですということですね。

ところが、京都で発生した段階ではうまくいかなかったのではないかと思います。先ほどおっしゃったように、卵の移動禁止をしているのは卵の殻に付着しているかもしれないウイルス、それが他の地域の鳥を汚染することを防ぐためにとられている措置ですけれども、そういう説明が十分伝えられていないために、それがやはり卵や肉が危険であるというふうな認識にどうも結びついたらんじやないかと思います。

それで、農林水産省の方では衛生課長がずっと報道の表に立ってコミュニケーションを図っていかれてきて、それは私は十分できてたと思うんですけども、むしろ私はとても疑問に思いますのは、食品安全委員会の方のリスクコミュニケーション機能ですね。国民はこういう緊急事態が生じたときには、当然食品安全委員会がそのリスクというものがどういうところにあるのかということについてきちんと見解を示してくれるというふうに期待しているのではないかと思います。ところが、今回、食品安全委員会がマスメディアに対して情報を提供されたということはたしか1回もなかったと思いますし、かなり遅い段階で官房長官でしたかが、これはほとんど対策がとられ終わりに近い時期に政府としての見解を出されましたけれど、これはもうほとんど意味がないような状態だったのではないかと思います。

ですから、今後は食品安全委員会がもっと早い時期にきちんとした情報を提供していただいて、コミュニケーションを図っていただけるように。これは本来安全委員会に直接意見を言うべきところだと思いますけれども、農林水産省の方から、リスクマネジメントされる立場からもぜひそういう意見を出していただければと思います。

それが1点ですが、もう1つちょっと違うことになってしまっていて恐縮ですけれども、BSEの国内発生についてですが、第8例目と第9例目が月齢が若い牛で発生したということで、これは

私、ちょっと情報収集が不十分でご質問するのも大変申し訳ないんですけども、この月齢からするとたしか肉骨粉の使用禁止がされた後に感染したことが疑われているということでしたけれども、その後、感染経路で原因の究明がどのようになっているのか、こういう形態の発生がこれからどのように予測されるのか、そしてそれに対する対応をどのように考えられておられるのか、それについてお聞かせいただければと思います。

○山本分科会長 2点目は質問ですし、第1点目につきましても何かございましたらよろしくお願いします。

○栗本衛生管理課長 1点目につきましては、また食品安全委員会の方にもお話をしてみたいと思います。私どもも引き続き努力させていただきたいと思います。

BSEの8例目、9例目ですけれども、ご指摘のように13年10月にはもう肉骨粉の給与禁止措置というのがされておりまして、今回もこれは原因究明を進めるに当たりまして、その辺についても十分配慮をして進めてきております。肉骨粉を直接給与したことはもちろんないし、それが入っている飼料を与えたこともないというところまでは確認ができておりますが、さらに同じ工場で同じ時期にほかの畜種用のものに使っていたりしたものがないとか、ほかの全く違う魚粉とか、本来入っていないはずのものにコントロールの可能性がなかったかといったようなことをかなり詳しく精査しております。それは配合工場だけではなくて、バルク舎ですとかその農場のタンクの清浄性の度合いですか、その辺も含めて情報収集しておりまして、少し時間がかかっておりますけれども、その辺についてもいずれ取りまとめてご報告の機会をと思っております。

○山本分科会長 それではよろしゅうございましたら、次に大木委員にお願いいたします。その次に神田委員にお願いします。

○大木委員 BSEのときと違いまして、今回は情報がきちんと次々と私どものところに情報をいただいておりますので、比較的私どもの身の回りとしては冷静に対応できているということが一つあると思うんですけども、新聞を見ますと学校給食とかその辺で過剰警戒をして学校給食から卵とかそれから鶏肉を排除しているというのが140校ですか、そこら辺あるという記事を見ますと、やはりこれは今までは安全ということに関しては、国がきちんと見ていてくれるから変なものはいらないだろう、大丈夫だろうと思っていたのにいろんな事件がそれから起きましたよね。それですから、それから大急ぎで安全ですよ、安全ですよというふうに行政が言うてくださっても、何となく消費者に不安が残っているという感じで、それがきつとこういう不安のもとにくら提供されても信頼と理解がないと安心できませんよね。そこら辺でこういうことになるのかなという感じもしております。

ただこれは、学校給食は文科省の関係ですし、文科省にすれば市町村がやっていることだから強く言えないということもあるのだろうと思うんですけども、こういうきちんとした知識という

もの、これだけいろいろ提供していただいているわけですから、もっと強く連携をとって、知識としてですか、もっと強く大丈夫なんですよというのを。どういう方法がいいのか、言っていただける情報提供ですよ、やっぱりきちんとした情報提供というのが一番必要だろうと思うんですが、安心できるような情報提供は、強く言えないんでしょうかということが一つあります。もっと徹底して、ということが1つです。

それから、もう1つは、先ほど神田委員が言われましたけど、私どもの団体にも業界からぜひ応援してほしいということは来ておりますし、それから私ども機関誌持っておりますので、そこにも載せてほしいということを書いてきております。ですが、私どもの判断でちょっとこれはできないということで、いろいろ今中川さんがご説明になったようなことを説明をして、私どもが本当にそうかどうかというのを判断できたときにはというふうに、今の状態はそうしておりますことをお知らせしておきます。

以上です。

○山本分科会長 それでは、これはご意見ということで。

次に神田委員の方からご発言の申し出があります。

○神田委員 資料3の方の12ページの一番下で、BSEの全頭検査、日本の条件を出していますよね。今アメリカの方で業界レベルで検査をして出荷したいというような話が出ているようですが、一口に検査といったときに、検査の内容とかレベルだとか、そういうことも考えて日本側の検査という言葉を使ってらっしゃるのか。その業界としての検査ということについてはどのようにお考えになるのかなというあたりをお聞きしたいと思えます。

○山本分科会長 どうぞお願いします。

○中川消費・安全局長 日本側からアメリカに対して言っております条件というのは、これも大臣が国会でも言っておりますし、記者会見でも言っておりますけれども、日本がやっているようなBSEの検査、全頭検査と特定危険部位の除去が基本であるというふうに言っております。

それに対しまして、今これは報道でしか私ども承知をしておりますけれども、アメリカの企業が自分のところは全頭検査をしてもいいよというようなことを言っているというのは承知をいたしておりますが、米国農務省がこれの担当ですけれども、アメリカ側から正式に日本についてそういうことでどうかというのは打診、その他は一切ございません。

そこで、私どもの基本的な考え方、これは仮定に基づいて余りお話ししない方がいいかとは思いますが、やはり防疫というのは国と国との間の取決めでありますから、民間の企業が自分のところが例えば仮に日本でやっているような、エライザ検査、スクリーニングテストでもってやって、その結果がこうだからということで輸入を再開してもらえないかと言ってきたとしても、その結果について日本の政府として国民の皆さん、消費者の人た

ちに、これはあの企業がこの結果をネガティブだと、同じくマイナスだと言っていますよということでは説明責任は果たせないというふうに思います。

ですから、どこが検査をやるかということはこれは議論の余地はあるかと思いますが、検査の結果についてはアメリカ政府が何らかの関与をする。その結果について、大臣もたしか1回保証というような言葉が使われたかとは思いますが、結果についてエンドースをするという、そういうことは必要な条件だというふうに思っています。

ただ、繰り返しますけれども、別にそれがアメリカ側から具体的な案として来ているわけではないので、これ以上立ち入らない方がよろしいかと思いますが、基本的な考え方はやはり民間だけではこれは議論になるものではない。政府の関与が必要だということでございます。

○山本分科会長 それでは、塩越委員お願いします。

○塩越委員 今回のBSEに関しましては、私も北海道でおりまして、このBSEが全頭検査を行っているから非常に安心している。特に、これまでの検査は28カ月以上でないといつかかかってこないが。しかし、安心させるために全頭検査をやっていたんだというような言い方をされる方がおりますが、実際にやってみますと24カ月齢でも引っかかってきています。ということは、これは全頭検査をやっていたがためにこういう若い牛の汚染もわかってきたということが言えるかと思えます。

その半面、新聞なんかを見ますと、大学のある先生はもう日本だけしか全頭検査をやっていないんだからやる必要はないんだとの、こういうような最近論調が載るようになってきております。これはある面ではアメリカを意識し、アメリカはそこまでやらないんだから、日本もそこまでやることはないだろうとの調子になっていくことに対して危険性を感じております。現状としての動きとしては今どういうふうになっているのか、もしわかるようであればお知らせいただきたいと思えます。

○山本分科会長 現状としての動きということで。

○中川消費・安全局長 ちょっと確認でございますが、現状としての動きとおっしゃったのは、日米間の交渉という意味でございますか。それとも……。

○塩越委員 どっちかといいますと、技術的な面で学者の方々の意見が割れておられるのかどうか。その辺が不安を感じるところでございます。

○中川消費・安全局長 それでは大きなといいますか、私の方からまず申し上げて、それで技術的なことであれば担当課長からまたお話をさせていただきますが。

これBSEの検査というときに、私は一番出発のところで日本とそれから外国とで大きな、実は明示的ではないんですけど

も、BSEの検査という言葉聞いたときの反応が大きく違うんじゃないかと思っています。それは、外国におきますBSEの検査というのはサーベイランスということとしての検査が、すぐに専門家の方もそれを聞かれた方の反応としてあるというふうに思います。サーベイランスというのは、細かいことを申し上げるまでもないかと思いますが、目的は2つあって、1つはBSEという病気がその地域にどれだけ蔓延しているか、浸潤しているかということを見るのが1つの目的ですし、2つ目はBSE対策、いろいろえさには肉骨粉を使わないとかという、そういうさまざまなBSEの対策が効果があるかどうかということをチェックしていくという、その2つの目的を持っております。

ですから、そういう目的である限りは、何も全部検査しなくたってサンプリングでやっていればどれぐらい蔓延してくるかはサンプル理論でわかりますし、効果もわかるという意味で、全頭検査は非科学的というふうにすぐに反応、三段論法のような形ですぐに来るというふうに思っています。

それに対して日本の全頭検査というのは、もちろん今申し上げたサーベイランスとしての役割もありますけれども、13年9月のあの1頭目の発生以降の大混乱を收拾するという意味からいたしますと、BSEに感染をした牛の肉はフードチェーン、食には回さないという基本的な考え方があると。

もちろん、こういうことは公の場で強調はしておりませんが、BSEの検査も検査である以上は感度といいますか検出限界というのがありますから、その信頼度はかなり高いと私思いますけれども、BSEの検査をしたからといってBSEの感染している牛を100パーセント感知するわけではありません。

そこで特定危険部位の除去というのとあわせて、どちらも100パーセントは、BSEのSRMの除去というのも100パーセントというふうに誰も保証はできません。ただ、信頼度が99パーセントの手法を2つ重ねると、その2つのあれをくぐり抜けていくのは1万分の1と、算数の上ではなりませんから、要するに完全ではないかもしれないけれども、相当信頼性の高いものを2つ重ねることによって、より信頼性を高めているという、そういうことで私どもはやっているわけです。ですから、そこところが丁寧に機会あるごとに説明はしますけれども、どうもまだ十分ではない。それから、あとはコストとリスクとの関係を、むしろ海外ではよく判断基準のあるウェイトをもって説明をされました。そういった点がちょっと感覚としては違うのかなというふうに思います。

○山本分科会長 ほかに関係付け加える点はございますか。特にございませんようでしたら次に進みます。

では、佐野委員。次に新山委員をお願いいたします。

○佐野委員 小売の立場からちょっと言わせてもらいたいんですけども。

BSEに関しましては、現在我々の売上を見ていまして、牛肉の売上は去年と比べますとふえているんですね。特に国産和牛中心に売上が非常にふえています。それは輸入がなくなっている

ということもあるんだと思いますけれども、いろいろ対策を講じてきたいわゆる全頭検査でありますとか特定危険部位の除去とかいうことが、お客さんにとってやっぱり信頼に足りると、いわゆる安全とか安心につながっていくという評価を得た結果だろうというふうに思っているんですけれども。

それに比べて、鳥インフルエンザの方は、鶏肉の売上が現在3割ぐらい減っています。今鶏肉だとかあるいは卵が安全だといっている基準が、例えば生きた鳥と濃密に接触しなければ感染しませんよとか、あるいは一定の温度で一定の時間加熱すれば大丈夫ですよとか、あるいは食べて感染した人はいけませんよとかいうようなことが多分安全だということの1つの基準になっていると思うんですけれども、その部分が先ほどからの意見にあったように、まだお客さんにとって不明確というかBSEほどの安全だということに対する説得力になってないというような感じがするんですね。

それはいろいろ消費者の声などを聞いていると、例えば外国で、ベトナムなりタイなりで感染した人は本当に鶏肉を食べていなかったのと。濃密に接触したからなったのか、あるいは鶏肉を食べてなったのか、何かどっかわからない部分があるんじゃないのというような意見だとか、いろいろと聞いていると曖昧な部分があるんで、はっきりと先ほどからも意見がありましたけど、これだから大丈夫なんだというやつを出していただきたいというのが、希望といたしますか意見ということで出してみました。

○山本分科会長 先ほど同様のご意見がありましたので。

それでは、新山委員からご発言の申し出があったと思います。よろしく申し上げます。

○新山委員 すみません、ちょっともとに戻りますけれども、そのBSEの件ですけれども、全頭検査にかかわる件ですけれども、日本として重要なのは若年牛から発見されたということですね。その意味が問題になるのではないかと思います。私もそういう方面の専門家ではないのでどういうふうに言えばいいのか分かりませんが、なぜ若齢牛で発見される状態になったのか、これはプリオンの蓄積の度合いも違うんだとは思いますが、そのことをどういうふうに特にそのリスクとしてとらえればいいのかというふうなことですね。

それからまた、これまでとは違うタイプのものが発見されているということについても同じだと思います。そういう点で、日本がそういう検体というんでしょうか、持っているわけですので、その研究によって新しい知見を提供できるということがあれば非常に意味があると思いますし、その中から初めてどの月齢まで検査をすることが必要なのかということを経験的に科学的に言うことができると思いますし、やはり世界的には国民がどう考えるかは大事ですし、私は常にそういう立場からこれまで発言してきておりますけれども、やはりそれだけではなく科学的に検討していくというのが国際的な議論になっていますので、そこで積極的に意見を言っていけるようにしないといけないんじゃないかと思えます。

そういう意味では非常に重要な素材を確保しているわけですので、それがどのように活用されているのか、そういう研究がされているのかについて余り情報が出てきていませんので、ぜひそういうことをお願いしたいということと。それからもしわかるようでありましたら、現在それについてどのような研究が進んでいるのか。それを今後どういうふうにしていこうとされているのか、国際的にそういうことを提供していこうとされているのか。わかるようであれば教えていただきたいと思います。

○山本分科会長 質問が含まれていたかと思いますが、よろしくをお願いします。

○栗本衛生管理課長 委員ご指摘のように、日本が全頭検査をやっていないればわからなかった貴重な事例というのは21カ月齢、23カ月齢、それから新しいタイプのものであるのも発見した。これは事実でございますので、そのことにつきましては国際的に例えばOIEなどにもこういうことを見つけたということは積極的に申し入れております。

現在やらなければいけないことは、新型のタイプ、非定型的なタイプについての感染性が本当にあるのかどうかということについては、現在動物衛生研究所でマウスに接種をして試験を始めております。これはまだしばらく時間がかかりますが、いずれその結果は出てくるというふうに思っております。

それから、もう一つは、新しいタイプといいますか21カ月齢、23カ月齢、いずれもこれは非常にウエスタンブロットという確認検査のうちの1つの方法をかなり高度に使ったといいますか、相当のその精度を上げてやった結果出てきておまして、プリオンの蓄積量はそのほかの検体に比べて——ミチノさん、これ1,000分の1でしたっけ。

○ミチノ監視安全課長補佐 いや、500分の1ぐらいと。

○栗本衛生管理課長 かなりプリオンの量は少ないということもわかっております。いずれにしましても、こういう事例が出てきたということは事実ですので、国際的にも知ってっていく。今までは30カ月齢にならなければ脳のガンヌキ部のところにプリオンがたまらない、それ以上たまっていないと今使っているエライザキットですね、ラビットテストは感度がそこまでないんじゃないかというふうにも言われてましたけれども、やっていたらやはり21カ月、23カ月でわかっているわけですので、この事実につきましては、これからいろいろなことを調べることは必要なんですけれども、出てきた、見つかったという事実はずっと国際的にも言っていかなければいけない。本当にこのどこまでが共通意見のぎりぎりなのかというようなことについてはまだよくわかっていないということで、もちろんキットに検出限界はあることはあるんですけれども、どこまでが本当の限界なのかということについてはまだよくわかっていないという状況ですので、さらに感染性についても調べるといったことは重要なことなので、続けていってもらうことにしております。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、特にこのパートにつきましてさらにご発言のご希望がございませんようでしたら、次の意見交換の2番目のパートに進ませていただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして資料4と資料5につきましてご説明をお願いします。

○坂井消費・安全政策課長 それでは、資料4が食料・農業・農村基本計画の策定について、でございます。資料5が消費者・生産者・食品事業者等との懇談会、顔の見える関係づくり懇談会というふうに私ども呼んでおりますが、この2点について説明をさせていただきますと思います。

まず、食料・農業・農村基本計画でございますが、食料・農業・農村基本法というものが平成11年につくられまして、この法律に基づきましておおむね5年ごとに基本計画をつくる、これは食料・農業・農村にかかわる政策の基本計画をつくるというふうになっております。最初の基本計画が平成12年3月に閣議決定をされました。したがって、おおむね5年ごとに見直すということになっておりますので、平成17年、すなわち来年の3月をめどに新しい基本計画をつくっていかうということで、現在食料・農業・農村審議会において議論をいただいているところでございます。

この資料4-2というのがございますが、5ページと6ページに現在検討しております方向について資料がございまして、主要な施策の検討項目というペーパーがございまして、資料4-2の5ページと6ページでございます。ここにはございまして、大きく分けて3つの柱、すなわち食の安全・安心と安定供給の確保、また2番目に食料産業の持続的な発展、3番目に農村の振興といったところで、こういった項目に分けて議論を今しているところでございます。農業・農村審議会の方で議論をいただいております。メンバー表なども別のところに資料として添付してございます。

この検討項目の内容を詳細に立ち至って説明する時間はございませんが、例えば品目横断的な経営政策への転換なども議論されているところでございます。また、最初に出ております食の安全・安心と安定供給の確保のところに、リスク分析手法に基づく食品の安全性の確保、あるいは表示の問題、後ほど説明があると思いますが、食育の推進、こういったこととあわせて消費者と生産者、事業者の顔の見える関係の構築、こういった項目が入っているところでございます。

続きまして、資料5でございますが、今ご説明しました顔の見える関係の構築という観点から、資料5にございまして懇談会、これは消費者、生産者、食品事業者の代表の方に参加をいただきまして懇談会を開いているところでございます。消費者の代表として全国消費者団体連絡会、また消費科学連合会の方からも代表で参加をいただいております。また、日本生活協同組合連合会からも参加をいただいております。

次のページにございますが、昨年の9月に議論を開始をいたしまして、6回にわたって議論を行ってきております。6回目は実は来週の月曜日でございますが、この月曜日に報告書を取りまとめるといった方向で議論をしておるわけでございます。基本的な発想といたしましては、生産者、消費者、また食品事業者との間で顔の見える関係づくりをすることによって食に対する信頼関係を回復し、強いものにしていきたいということでございます。食に携わる関係者の間で積極的に意見交換なり情報交換を行うことによって、まさに顔の見える関係づくりをすることによって、産地においては消費者ニーズに応じた生産を促進し、産地の活性化をはかる。また、消費者の側においては、より豊かな食生活の実現に資する。こういったコンセプトで現在議論を行っているところでございます。

来週の月曜日に成案を得まして、報告書を発表するという段取りを考えておりますし、また農林水産省におきましても、この懇談会でいただいた意見、報告書に基づいて各地域で顔の見える関係づくりを展開する、こういった視点から来年度に向けて予算等、施策の検討をしてみたいと、こういった段階でございます。

また、関連しまして、参考で生産者と消費者の顔が見える関係についてのアンケートというものを実施をいたしました。先日公表いたしました、参考で添付をさせていただいております。既に産直農産物の購入、あるいは観光農園、あるいは援農といったようないろんな形で顔の見える関係づくりも進められているということが、このアンケートにも結果として出ているところでございます。

以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、資料4と資料5に関連しまして、ご質問、ご意見がございましたら承りたいと思います。よろしく願いいたします。

伊藤委員、よろしく申し上げます。

○伊藤委員 拝見しましたけれども、随分しっかりしたのをまとめていただいたと思うんですが、この中で一つ私自身が気になりますことを申し上げますと、その顔の見える関係というふうな内容をどう考えるか、これは中で審議されておりますけれども、要するに信頼をつくり上げるということだと思っておりますけれども、どうもやはり主観的な部分というか、そこにシフトを余りしてしまうとどうなのかなというのを私どもの経験から思うわけでございます。

私どもは、やはりPBで、農産物で生産者との関係で、交流ですとか訪問ですとか援農ですとかするわけですが、これは非常にごく一部の人たちだけの部分もありますし、広がりということ。それから、あなたと私の関係ではそれは信頼は築くんだけれども、そのものが不特定多数の人に行くときに、こちらにはなかなか生産者の顔を写真に写してたって、それは一部効果はあるんでしょうけれども、なかなかそれは実際の信頼にはつながりに

くいと、いったん問題が起きますとね。ということからすれば、物理的なそのようなものと、やはりその情報というか、それを正確に伝えるというようなこともそれで補強していかないと、真のその顔の見える関係にはならないのではないか。要するに、顔の見えるということ、余りに主観的に走ってしまうのはどうかかと。これは第1点でございます。

それから第2点は、援農というようなことがあるんですが、実際の生産者との関係を見てみますと、生産者は毎日つくって仕事をしているところへ、援農という形で来るのは必ずしも援農にならないわけですね。邪魔になるという言い方はしませんけれども。ですから、そういう生産者と消費者、あるいは流通というのはみな仲良くしたらいいんだけど、ある局面においては対立せざるを得ないと。適切な緊張関係も要るわけですから、そういうことも込めた顔の見えるというふうなことにしていただきたいというのが私の感じでございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。
大木委員、どうぞ。

○大木委員 今、伊藤委員が言われたことそうだと思うんですね。地産地消の推進ということ、これはいいと思うんですが、現状では消費者と生産者の距離が開き過ぎているということが確かに現状ではあると思うんです。ですから顔の見える関係づくりをするということで、消費もふえて生産者もそれから行政の方にとっても望ましいことなのかなという感じはいたしますけど。私どもの会で話が出るんですが、私ども東京都の中で、ここは大消費地ですよ、それで北海道は大生産地ですよ。そういうふうになってくると、こういうことがきちんと守られるような地産地消というものが守られてくると、地域外の人はどうするのという感じになってきてしまうということで、それでは地域外の人にはお互いに、北海道も私ども地域外に頼らざるを得ない状況ですよ。それが地域内で一生懸命こうなったときに、その人たちはどうするんだろうというふうになっていく問題が起きてきてしまうんじゃないか、ということなんです、そこでこの3ページのところに、「生産情報の消費者への提供などを通じて」というこの意味なんですけれども、これは地域外の人にも、消費者のところにも地域内と同じように顔が見える形で提供しますよという意味にとってよろしいんでしょうか、ということが質問です。

そうすると、生産のところでもBSEと同じようにトレーサビリティのような形をここで言うてくださっているのかなというところが、ちょっと教えていただければと思います。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

伊藤委員のご発言も含めて何か事務局の方からございましたらお願いします。

○坂井消費・安全政策課長 非常に貴重なご意見をちょうだいをいたしました。まさに今のご意見と同じような視点の議論が懇談会でも議論をされておりました、まず最初に大木委員のご指摘の

ところなんです、この顔の見える関係は決して地産地消だけに限定されるということではございませんので、まさにそのトレーサビリティみたいな新しい手法も使って各地域を超えて、日本全体としてその顔の見える関係というのももちろん出てくるということでございます。これは限定をしていないということでございます。

最初の伊藤委員のご指摘のとおりなんですけれども、非常に顔の見える関係づくり、抽象的な概念でございます。何でも入ってしまうようなところがあって、ややもすると主観的な取組みということで、言葉は悪いんですけども、独善的な限られたグループの取組みというような形にもなっていく方向もあるわけですので、そういったところで、そういった概念、コンセプトをどのようにして広がりを持っていくかというのがこの懇談会でも議論をされたところでございまして、これはまさにいろいろな形でそういうふうにならないように努力をしていくということだと思っておりますが、その1つとして今回報告書という形で文書にして、そういった議論も含めてできるだけ多くの方に読んでいただけるような、報告書という形でまとめて、ぜひ各地域において参考にしていただいて議論していただくと。そういった形でできる限り、主観的な面はもちろんあるわけなんですけれども、広がりを持つような、そういう手法をとってみたいということでございますし、この懇談会でいただいたご指摘を受けて、さらにどのようにすれば広がりを持つのか、浸透していくのかということは今後とも検討してまいりたいというふうに考えている次第です。

○山本分科会長 ほかに本件につきましてご意見がございましたらお願いします。

どうぞ、新山委員。

○新山委員 今の議論に関連してですけれども、顔の見える関係をつくっていくということはとても大事だと思いますし、またそれが今議論になっていましたように、主観的なものにとどまらないようにしていくということが必要だと思いますが、そのこととそれからトレーサビリティシステムとの関係なんですけれども、トレーサビリティシステムは確かに誰が食品なり農産物を取り扱ったかがわかるような仕組みですので、ある意味では責任の明確化という意味にもなって、どちらかといいますと地産地消のように直接生産者と消費者が対面できない、マスの大産地から大消費地へ流通されるものの顔が見えるようにしていくという意味では、確かに効果的だと思います。しかし、それは生産者にとっては非常に意味のあることだと思うんですけれども、それだけでは特にトレーサビリティのシステムをつくる上で大事な川中の食品製造業の事業者の方々の、トレーサビリティシステムに対する要求がカバーできないと思うんですね。

食品製造業者の方々がトレーサビリティのシステムを導入する場合は、やはり何と言っても事故が起こった際の原因究明の迅速化や製品回収の正確性、迅速性であり、また事業者が導入されている衛生管理や安全管理のシステムの効率化をはかっていくというところに大きな意味があるので、必ずしも顔を見せていくこと

ではないということが非常に意見として出されてきていますので、この基本計画でも、もちろんこの中には書き込まれるんだと思うんですけども、一見して見たところ、すぐそういうことがわかるような書き方をしていただけでないものかなと思います。

それはやはり一言で言えば、リスクマネジメントを助ける手法の1つであるということになりますので、その顔の見える関係ということになりますと、どちらかと言うと情報の信頼性を確保するというふうな機能になります。その両方の機能があつて、日本はその両方の機能を重視していこうという立場をとっておりますので、もう一方のリスクマネジメントの方がもっと明確に浮かび上がるようにしていただきたいと思います。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。
次に伊東委員の方から。

○伊東委員 顔の見える関係ということについてですね、私はこれは生産者が消費者から信頼されるということじゃないかなというふうに感じるんですね。特に、私どもメーカーにそれが強く求められているというふうに思うんです。信頼されるためにはやはり透明度をいかに上げていくかと、情報をいかに出していくかというふうなことになるでしょうし、製品について言えば、自信を持って販売するものには自社のしっかりしたブランドをつけてやっていく。そういうことを続けることがお客さんからの信頼を得るということになるんだと思うんですね。これは当然、加工食品ということじゃなくて、農作物あるいは海産物、こういうものにもブランド化というのが求められるようになってくるんじゃないのかなという感じがするんですね。

なかなか生産者一個人としてはそういうブランド化というのは難しいと思うんですけども、例えば最近の例でいいますと、沖縄のゴーヤーなんかは非常に成功した例じゃないかと思うんですね。集団でちゃんと品質を保証できるような農産物をつくって、それを出していくと。その基本が地産地消にあるんじゃないかと。地元の人がしっかりと応援できるような農産物ができれば、それは大消費地に向かっても、そのブランドをつけて販売することができるんじゃないのかという感じがするんですね。

だから、メーカーは一生懸命消費者の信頼を得るように努力しますけれども、その前の原料というのがあるわけですから、ぜひ農作物、あるいは海産物、こういうものについても信頼ある原料の提供をしていただくようになればレベルというのは上がってくるんじゃないかなと、そういう感じはいたしますね。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。ほかに本件につきましてご意見ございますでしょうか。
どうぞ。

○塩越委員 顔の見える関係ということ以外の内容についてですけども、農村の振興という、中がありますが、その中におきましてこれは「地域資源を活用した就業機会の増大」という項目がございます。

実は、家畜の定義というものが今までありますが、そのために新しい肉の生産で北海道でありますのはダチョウの肉の生産というような部分がこのごろ新しい分野であります、どうもそのために農業の要するに土地を保有しようと思っても、それは家畜ではないという、要するに畜産物ではないということにして、なかなか土地の所有ができないというような問題もどうもあるようでございます。

したがって、例えばこれまでの農地というものの定義というものをもう少し広く、例えば食料生産に供するものの生産であれば、別にこれまでの家畜とはこの範囲ですよというものを超えて新しい産業もあるわけですから、そういうものをできるだけ取り入れられるようなそういう方々も、例えば牧草地を農地として所有できるような改正の方向に持って行ってほしいなということをやちょっと気にしているわけなんです、今現状の動きとしてはどこまで行っているのかちょっと理解しておりませんが、そういうことが気になっておりました。

○山本分科会長 これは何かお答えになることございますか。

○坂井消費・安全政策課長 数々の貴重な意見をいただきました。

まず、トレーサビリティについては後ほどまたこの後の後の説明のところで若干ご紹介をいたしますが、ご指摘のとおりでございますので十分留意をしましてまいりたいと思います。

それから最後の点でございますが、ダチョウを生産している場合に牧草地が農地として認められないという。

○塩越委員 そうですね、大量に肉の生産のためにダチョウの養殖、またはエミューというダチョウと似た鳥の養殖を行おうと思っても、それは要するに農地の確保の条件に入っていないということがありまして、何かあえて酪農、牛を飼ってそのために土地を所有するというので土地を買わない限りなかなか難しいという。要するに、家畜の中にエミューというかダチョウが含まれてないためだということによってちょっと問題があったんですけども。

○坂井消費・安全政策課長 これは担当部局に照会をさせていただいて、ご説明後ほどさせていただきたいと思います。

○山本分科会長 それでは貴重な問題も指摘されましたところで、まだ多々ご質問、ご意見おありと思いますが、時間の関係もございまして、次に資料6についてご説明いただきたいと思っております。

先ほど、私は資料6と資料7と一緒に扱っていただくというふうに申しましたが、6と7は分けて扱った方がよろしいようですので、最初に6についてご説明をお願いいたします。○柄澤表示・規格課長 表示・規格課長でございます。時間もございませんので、資料6のポイントだけご紹介させていただきたいと思っております。

表示やJAS規格を巡る状況いろいろございますが、まずこの資料6の1ページ目をお開きいただきますと、今私どもJAS制度、これはいろいろ話題になります表示の部分と、それからいわゆるJASマークといいますかJAS規格の部分と2つで成り立っている法制度でございますが、この法制度の枠組み全体につきまして今そのあり方を検討するというようなことをやっております。

その理由は、1つは1の(1)にございますが、14年3月の閣議決定におきまして、いわゆる検査検定機関と呼ばれるような組織につきます行政の関与を、より透明、客観にするというようなことが政府横断的に決まっております、このJAS規格につきましても登録認定機関というような制度がございます。登録認定機関が事業者の製造方法などを審査して認定するというような仕組みになっているわけですが、その登録認定機関に対する行政の関与を見直すというようなことがまず1つございます。これはもう閣議決定で決まっていることでございますので、その決まっている方向に従って淡々とJAS制度も見直していくということでございますが、もう1つは、やはり食の安全・安心というのはこの大きな流れの中で、現在のJAS制度そのものがどういう意味があるのかを、また原点に戻って見直していく必要があるのではないか。

要するに、JAS規格って一体何のためにあるのか、あるいは表示との関係はどうあるべきかというような議論をやはりする必要があるので、(2)のところでございますけれども、こういったことをまた議論をしていると。昨年の秋から今まで5回ほど議論を進めてきておりますが、今後のスケジュールのところに書いてございますように、本年の夏を目途に中間取りまとめを行いまして、秋ごろには最終取りまとめを行った上で、来年の今ごろの通常国会にJAS法の改正案を提出したいというふうに考えておるところでございます。

詳しい議論の内容は、何枚かおめくりいただきまして、5ページ以降に毎回の議論の概要が書いてございますが、前半の行政の関与を透明にするという部分はごらんいただければおわかりになるので説明は省略させていただきますが、6ページ目の5回目のところに、そもそもJAS規格のあり方は一体どうあるべきかというような議論がごく一部だけご紹介してございますが、例えば第5回目の2番目の○のところがございますけれども、JAS規格というのはやはり差別化規格と言ってございますが、一定の差別化が図られている商品について第三者がそれを認定して、それをJASマークという形で消費者にお示ししていくというようなやはり機能が必要なのではないかとというようなことですか、あるいは今、個別品目でかなり厳格な形でこういうものでなければこういう名称が使えないというような個別の品質表示基準による名称規制というものがあるわけですが、これは余りにも過剰規制になっているんじゃないかと。というようなことがありますので、厳格な意味での定義づけということではなくて、一種のスタンダードとして、一般的にこういうものはこういう名称で呼ぶべきだという割と緩やかな形でのスタンダードとしての名称なりいわゆる

る規格というものをつくっていくというような機能もあるべきではないかと。

こんなような議論もされておりますし、(2)のところでございますが、今表示の制度というのは、基本的に事業者がご自分で自己責任で表示をしていただいたものを行政が事後チェックするというような仕組みが基本でございますけれども、今のこの状況の中で一部の表示項目についてはあらかじめ事前に第三者が認証して、これは本当に真正な正しい表示だということを第三者が認証した上で表示をしていただくと。それについて何らかのマークのような形でお墨付きをつけるというようなことですか、あるいは現在のJAS法では生産の方法というようなことで、有機農産物ですか生産情報公表JASというような制度がございますけれども、正面から流通の方法に関するスタンダードというものもつくれるような手当てが必要ではないかと。といったようなかなり幅広い議論を行っていただいているところでございますが、今後1年弱さらに議論を進めまして、来年の国会のJAS法の改正につなげていきたいというのが、今私ども取り組んでいる第1点でございます。

それから7ページにお移りいただきますと、ここは個別の表示ルールについて、どんな形で継続的な改善を行っているかというようなことが書いてございます。

1つは、「表示に関する共同会議の開催」というふうに書いてございますが、これは長い間表示のルールについては農水省のJAS法と厚労省の食衛法でばらばらで、縦割りでわかりにくいというようなご指摘が長年ございましたので、一昨年12月から両方の制度の審議会を1カ所で同時に行うと、両方の審議会の性格を1カ所の会議で同一の委員の方をお願いをするというような形のやり方を開始いたしまして、おおむね月1回のペースで個別の表示のルールについて、これはJAS法のことであっても食衛法のことであっても、あるいは両制度が矛盾するようなことであっても、おおよそその表示のルールであることについては、この場で議論する、公開の場で議論するというような取組みを進めてきております。

一例をご紹介しますと、下から2番目の○にございますように、これも従来からいろいろご批判ございました両制度で同じような意味なのに、片や賞味期限、片や品質保持期限と用語が違うのはおかしいじゃないかというようなご議論ございましたので、この問題についてご議論いただきまして、昨年の春「賞味期限」にこれを一本化するということで、速やかに昨年7月31日から実施に移しているというようなことがございます。

また、その次にございますように、加工食品の原料原産地表示については、従来までいわゆる単品追加方式というようなことで農産物、漬物ですか、あるいはウナギ加工品というようなことで一品一品、これは指定して義務づけるというようなことをやっておりましたが、そういったことではなかなか統合的な整合性がとれたルールにならないというようなこともございましたので、次の8ページの上のところでございますが、一定の要件をきちんと決めまして、この要件に従って統合的にグループとして品目を

指定して義務づけるというような議論を、ほぼ1年近くずっと続けてきておりました、実は昨日もこの関係の共同会議を開催いたしまして、その原料原産地表示を義務づける品目の方向について一定の方向を出していただいたというような状況でございます。

さらに、生鮮食品の原産地表示についてということで、いわゆる銘柄牛の表示について誤認を招きやすいというような問題について、これも改善をはかるというような方向が出されているというようなことで、一つ一つ個別の表示ルールについてわかりにくかったり矛盾が生じていたりという部分をこの共同会議において処理しておりますし、今後ともこの仕組みの中で次々とこの具体的な表示ルールについてご議論いただいきたいというふうに考えております。

また、厚労省との一体的な取組みとして、その次にありますような相談窓口を一元化して1カ所にいらしていただければ両制度のことが全部一気にわかるというようなことですか、3番にありますように厚労省、農水省、それから公取も含めて3省で共同の表示のパンフレットをつくるというような取組みを続けてきているということをご紹介させていただきたいと思っております。

12ページにお移りいただきますが、12ページは今のような表示ルールをつくるのはいいんですけれども、それはやはりきちっと守っていただくということが必要になりますので、いわゆる監視業務というようなことをかなり力を入れて取り組んでいるところでございます。

1つは、一昨年にJAS法を改正いたしまして、罰則を大幅に強化したということがございます。改正前は個人、法人とも50万円以下というような比較的軽い罰則でございましたが、これを改正後は1年以下の懲役ですとか、法人であれば1億円以下の罰金というようなことで大幅に引き上げているということは、最終的な担保になって私どもが非常に監視がしやすいということになっております。

具体的な監視方法としては、2にあります、地方の組織に47県すべてに表示・企画課という課を置きまして、総計2,000名の職員を表示の監視に専任の職員として配置して、日夜表示の監視をしております。一般的な店舗の監視もしておりますが、②のように、季節を限定して特別に偽装表示が発生しやすいようなタイミングと品目を選びました特別の調査というようなこともやっております。夏場はウナギの蒲焼きみたいなことをやってみたり、秋にかけては新米の品種、産地の調査。あるいは干しシイタケですとか、今年に入ってから和牛ですね。和牛の表示というのは、黒毛等の一部の品種だけに認められている表示でございますけれども、こういったものが適正に行われているかどうかというようなことは、DNA鑑定 of 仕組みなども使って特別な調査をやっていると。この新米の調査については、明日この結果を発表するというようになっております。

それから、次のページをごらんいただきますと、行政の職員だけではなくて、例えば「食品表示110番」というようなことで、ほぼ毎日一般の方がこの表示はおかしいんじゃないかというような情報もいただいておりますし、それから3,800人ほど主婦の方

などに表示ウォッチャーになっていただきまして、定期的に日常のお買い物の中での情報をお寄せいただき、それに基づいて私どもが立入り検査等に入るといったようなことも取り組んでということをご紹介させていただいております。

それから、次の14ページございますが、先ほどのJAS制度全体を見直しておりますが、現行制度の中でもかなりのことができるようになっておりまして、一例でございますけれども、ここにございますような生産情報公表JASというような規格も順次つくっております。

第1弾としまして牛肉について昨年12月1日からもう既に施行しております、既に登録認定機関第1号の登録も済ませておりますので、まもなくこのページの下にありますようなトレースできるという意味で、こういう矢印の新しいJASマークをつくりましたが、こういったマークがついたお肉が近々店頭に並ぶと。そのお肉についてはその牛が食べたえさですとか、その牛に与えた動物の医薬品も含めた情報をインターネット等で、番号がついておりますので、その番号を検索していただくことによって、消費者の方がその生産の情報を相当の広範囲の情報を得ることができるということになると思います。

この牛肉に続きまして、第2弾としては、(3)にありますように豚肉について先般JAS調査会でのご了承いただきましたので、できるだけ早く告示をして豚肉も第2弾として実施に移すと。

それから、さらに第3弾として農産物。これは野菜にしてもお米にしても、すべての含まれる広い意味での農産物でございますが、これについての議論もスタートしております、これもできるだけ早くスタートさせていきたい、実施に移していきたいというふうに考えております。

それから、最後でございますが15ページでございます。有機については現在有機農産物、あるいは有機農産物の加工食品の規格がもうございまして、店頭でも葉っぱのマークの有機のJASマークごらんいただくことはあろうかと思いますが、これに続きまして、欧米等ではもう存在しておりますけれども、有機の畜産物の規格も今JAS調査会の部会を先般、今週でございましたが、ご了承いただいたという段階に来ております。

今後、パブリックコメント等の手続きを経まして、一番下にありますが、来年度の半ばを目途に、夏から秋にかけてこの規格を告示して実施に移していきたいと。要するに、牛とか豚がストレスがない形で、あるいはえさも有機のえさを食べるというようなものを有機畜産物として認定して、これも一定のマークをつけて消費者に認知をいただくというような形での制度を検討しているということ、最後にご紹介させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、この資料6につきましてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員 2点ございます。1つは、随分古い法律ですからこういうふうに見直していただくというのは大いに結構なことなんですが、その中で一つ思いますことは、廃止のさまざまな要件があって、その中で格付けが著しく低いとかいうのがあるんですが、そういったものをクリアして本来は廃止に行くんだけれども、その中で関係者が非常に強い要望と合理的理由があればというふうな項目で残るといったことがありますけれども、私が思いますに、そもそもの行政の関与のあり方というこの見直しの趣旨からすれば、そういったものはできるだけ、スタンダードということですけど業界が例えば厚生取引規約とは申しませんが、そういった形で業界が独自の基準でそういう基準をお互いスタンダードにしていくという、自主的なというかそういった方向に持っていく方が私は好ましいのではないかなと。よく業界から強い要求、消費者からもそうですが、あるわけですけども、そこに格付け、実体がないようなところのものにスタンダードだけで残しておくというのは私はどうなのかなと、趣旨からすればできれば自主的な方向に行くのが望ましいのではないかなというのが第1点でございます。

それから、第2点は表示のことですけども、できるだけ表示をしてくださいという消費者の意見がある一方で、資料を拝見してますとお弁当でしたか、煩雑すぎてわかりにくいから簡単にしてくださいというのがありますよね。ですから、そういう表示について消費者が実際どうなのかというようなことをやはり消費者の中でもう少し、それは私たちがしなければいけないことなんですけど、そういったことをしっかりやっておかないと、いや少ない、いや多いというそういう話になってしまいがちなので、消費者もその表示に何を求めるのかというようなことを、私もそのようなことをしなければいけないと思いますけれども、業者の方はどうなのかというようなことを、もう少し根本的なところを少し話し合う、検討する機会があるのではないかなというふうに思います。これがその共同会議かもしれないんですが。

以上です。

○山本分科会長 ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。
伊東委員お願いします。

○伊東委員 今伊藤委員の方からちょっとあったんですが、格付け実績の高いものと低いものとあるんじゃないかというふうに思うんですね。そうすると、低いものというのはなぜ低いか、高いものはなぜ高いか。このあたりの理由といいますかそういうのはお調べになっているんでしょうか。

要は、高いということはそれなりの意義があるから高いんであって、低いものはそういう意義がないから低いというふうにも考えられるわけですよ。ただそれは業界的な考えかも知れません。でも、それはそれで調べて。一方、消費者について言えば、今のJASというのは本当に意味があるのかどうか。こういうことも十分調べていただいて、今後の方向づけをしていただくとありがたいなという感じがいたします。何となく差別化規格というと、ピンと来ない部分もあるんですね。

○山本分科会長 それでは、ちょっと時間の関係でまとめてご意見、ご質問いただいて、最後にまとめてお答えいただきたいと思います。ほかに何かございますか。

新山委員、どうぞ。

○新山委員 ごく細かい意見ですけれども、その差別化規格という表現なんですけれども、私は差別化規格というのは余り表現として望ましくないのではないかと。むしろちょっと日本語としてこなれませんが、種別化規格というふうな、もっと違う表現でもいいんですけれども。差別化というのは、どうしても消費者から見ますと、他と違いを際立たせて利潤を追求するというふうに見えます。実際、種別化しても当然差がつかますので、利益は上がるわけですけれども、何を主目的にするかという印象が非常に違うように思うんですね。

大事なのはカテゴライズするということだと思います。全部標準品で物を供給し、また標準品で規格するのではなくて、非常に固有の品種があったり非常に貴重なものがあったり、またそれにはそれなりの生産の努力が必要であったりするようなものがさまざまあるわけですし、それを市場で供給するときに消費者が認知できるようにしていくということが、この規格の意味合いではないかと思いますので、そういう点から言いますと、余り事業者の利益追求ということが正面に立つよりも、むしろ消費者が違う商品のカテゴリーであるということが理解できるようにするような規格であると、そちらを表に出す方がいいように思いますので、もう少し適切な言葉を検討していただければと思います。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに特段ご発言がございませんようでしたら、今までご質問、ご意見さまざま含まれておりましたが、まとめてご答弁いただきます。

○柄澤表示・規格課長 3名の委員の先生からご意見、ご質問いただきましてありがとうございます。

お1人目の伊藤潤子委員のご指摘でございますが、全く私も同じ考えでございます。要するに、JAS規格を今見直し基準というのがございます。この基準に従って、要するに使われなくなっていると、あるいは役に立たなくなっていると、要するに公的なスタンダードとしてもう必要がないというものを順次廃止しておりますし、また新しいニーズで必要になったものは、先ほどご紹介しましたような生産情報公表JASというようなことで、新しく必要になったものはつくと。その廃止をするものについては、まさに伊藤委員がおっしゃったように、もうこれは業界が独自の民間の自分たちの規格でやれるというようなものですとか、そもそも規格自身が必要ないというようなものをまさに廃止しているということでございまして、そういう観点で、ただ誰かが必要だから残してほしいというようなことではなくて、そういったことで公的な規格として本当に必要かどうかということはこのJAS調査会でご議論いただいて、まさにおっしゃる方向で廃止するものは廃止して民間に委ねていくと。そういうことを、もう従

来からそこはやっているというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、表示が煩雑すぎてわかりにくいというのは、まさに本当におっしゃるとおりのご指摘がたくさんございます。きょうのこのミネラルウォーターを見ましても、ちょっと今気がついたんですが、非常に小さな字で表示がされていて非常に見にくい。あんまりよくない表示の例だと思いますが、特にお弁当とか本当にもうこれ以上表示がふえたらお弁当の中身が見えなくなってしまうというようなご意見も非常に多くございます。

共同会議でももちろんそういう議論がございまして、もうもはや表示の項目をふやすばかりではなくて、むしろ一定の表示の省略とか、あるいは表示の書き方をもっと工夫しないと、全く誰にもわからない表示になっているというような議論もございまして、そこはまさにおっしゃるとおり私どもの共同会議でもそうですし、それからいろんなチャンネルを通じて消費者の方のご意見を伺いながら、この表示の見やすい表示という議論も今後は共同会議の中でやっていくスケジュールになっております。

それから、2人目の伊東佑文委員からのご指摘でございますが、この格付け実績は物によっては本当に高いもの低いものがございます。これは格付け実績が低くても、例えば木材の規格みたいに消費者が実際に買わないけれども、業者間で本当にまさにスタンダードとして使われているというようなものもたくさんございまして、こういうものは格付け実績が低いからといってその規格が使われてないということにはならないわけでございます。

それから、高いもの低いものいろんなものがありますが、例えば非常にハードルが低ければ逆に格付け実績が高くなると。ハードルが高いと低くなるというようなものの中にはございまして、一概にこういう理由で高い、こういう理由で低いというふうな理由を類型化することはなかなか難しいわけでございまして、一つ一つの規格をこのJAS調査会で議論するとき、なぜこれが低いのかと、なぜ使われているのか使われてないのかというようなことをやはり個別に議論をいただいて、必要ならば存続するし、必要なものは見直しするし、必要がないものは廃止すると。やはり個別の品目ごとの議論にならざるを得ないというところが実態でございまして。

それから、最後の新山委員からご指摘がありました、差別化規格という言葉はあんまりよろしくないというのは全くそのとおりでございまして、実は先般のこの検討会の議論でも、やはり差別という言葉が入っていますので、これはちょっとよろしくない。中にはこだわり規格とか、あるいは特色規格とかそういうような言葉もいいのかないのかなというようなことで、まさにこの呼び方をどうするかというのは引き続き検討するということになっております。

実は、私どもは当初はエクセレントという言葉を使っていたんです。エクセレントとミニマムというような言い方で最初議論をしていただいたんですが、エクセレントと言っちゃいますと単純にどっちがいいか悪いかという単線の議論になってしまうので、そうではなくて立体的にこういう意味での差別化というのか特色

もあるし、こういう意味での特色もあるという、まさに新山委員がおっしゃるようなカテゴライズというのはいろんな方向であるということで、そういう議論を経て今はとりあえず差別化規格という言葉にしてあるわけですが、誤解も招きやすいので引き続きいい言葉を探していきたいという状況でございます。

○山本分科会長 それでは、続きまして資料7の関連に移らせていただきます。

まず、資料の説明をお願いいたします。

○坂井消費・安全政策課長 それでは、消費・安全政策課長でございますが、時間もつまってまいりましたので、できるだけ簡略化して説明させていただきたいと思っております。

資料7は「食の安全・安心のための政策大綱工程表」ということで、私もこのようにまさに工程表、期限の目安を定めまして、各班の仕事を進めているところでございます。先ほど、こういった取組みの中でご指摘もございましたので、また参考資料にも関連資料を添付してございますので、トレーサビリティに関する取組みについて若干ご紹介をさせていただきたいと思っております。

参考資料の方で、1つは、設置から8カ月間の消費安全局の取組みのポイントを添付させていただいておりますので、後ほどごらんをいただければと思っております。

それから、トレーサビリティ関係で2つほど資料が参考資料として入っておりますが、1つはこのカラーのパンフレット「知っておきたい食品のトレーサビリティ」というもの。もう1つは、トレーサビリティシステムの構築に向けた考え方というものでございます。先ほど新山委員の方から既に実はご紹介あったんですが、このカラーのパンフレットをごらんいただきたいんですが、この3ページの下に載っておりますように、トレーサビリティ、これはまさにトレースできるということで、追跡ができるという意味でございまして、4ページ、5ページにそのコンセプトが整理をされております。農産物、食品について生産段階、加工段階、流通段階から、小売、消費、こういった段階に至るまで、食品がどのようなルートを通ってきたかということをしかりと捕捉をしていくという仕組みでございまして、その目的なり効果なんですけれども、これは6ページ以降、特に7ページをごらんいただきますと書いてございますが、大きく分けて3つございまして、1つは「いざというときにも安心」というふうに書いてありますが、食品の事故が起きた場合に、この各段階捕捉をしている、追跡可能な仕組みになっていきますので、追跡が可能ということで食品の迅速な回収ですとか、あるいは原因の究明を容易にする、こういったリスク管理に役に立つという点がまず第1の目的なり効果としてあるわけでございます。

また2番目に、流通段階での合理化、在庫管理等の合理化、効率化に資するという点があると思っております。

3点目といたしまして、これは11ページを開いていただきたいんですけれども、先ほど伊藤委員からご指摘がございましたが、産地の情報をこのトレーサビリティを活用して消費者に届けることができると。具体的には食品なり農林水産物を、単に見るだけ

ではわからない情報というのがございます。例えば、農薬や肥料の使用状況についてはこれは食品を見ただけ、あるいは表示を見ても、もちろん無農薬栽培であるとか減農薬そういったことはわかりますけれども、どれだけ農薬を使っているのか、どういうふうにまいているのかとか、そういう具体的な作業過程の情報というものはもちろん食品を見ただけではわからないわけですが、こういった情報もトレーサビリティを活用して伝えることも可能であると。まさにこの辺が、顔の見える関係づくりに役に立つという側面でございます。

したがって、このトレーサビリティにつままして顔の見える関係づくりというのはこの部分が中心になってきますので、この顔の見える関係づくりには直接はつながらない側面、先ほどご紹介ありましたリスク管理、こういったところがむしろトレーサビリティシステムの主要な役割——従来の主要な役割、これからの主要な役割でございますが、こういった多面的な機能を持っていますので、この多面性に着目して農林水産省としてもこのトレーサビリティシステムの普及に努力をしているわけでございます。

最後に、15ページをごらんいただきますと、役所側の取組みとして紹介をさせていただいていますが、このトレーサビリティシステム自体、自発的、自主的な取組みでございます。国産牛肉につまましては、安全性に関する要求から法律でこのトレーサビリティを義務づけておりますが、そのほかのものにつまましては、自主的、自発的な仕組みとして、例えば業界団体などを中心として取り組んでいただくということを私ども期待をしているわけでございます。そのための行政手法としてここに出ていますような支援として、既に手引きというものも公表しております。また、ガイドラインづくりを行うとともに、トレーサビリティシステム開発事業ということで情報機器の補助、こういったものも行っているわけでございます。

また先般、最後の参考資料でございますが、よりわかりやすくこの概念を紹介をするということで、「食品のトレーサビリティシステムの構築に向けた考え方」というものを取りまとめをさせていただいております。公表をすることにしております。これは実は本日もご出席の新山委員に座長をしていただきまして、専門家の方によるアドバイザリー会合で検討していただいて、このトレーサビリティシステムの考え方を取りまとめると。よりわかりやすい形でそのコンセプトを取りまとめたものでございます。こういったこの考え方につまましてできるだけ多くの方に見ていただいて、このトレーサビリティシステムの自主的な取組み、自発的な取組みをできる限り促進をしてまいりたいということで、この工程表に基づきまして今後とも努力をしていきたいと思っておりますので、ご支援よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、資料7及び関連資料としてのトレーサビリティに関する資料につまましてご質問、ご意見がありましたら承りたいと

思います。よろしく申し上げます。
どうぞ、申し上げます。

○塩越委員 この規格の中で先ほども最初にごあいさつにがあったんですが、「人畜共通感染症を含む家畜防疫体制の強化」というのがこの3ページ目に入っておりますが、その中で見ますと、家畜伝染病予防法に基づく対策の徹底というのがございます。そのほか、BSE、それから鳥インフルエンザ、コイヘルペス等載っておりますが、ここでひとつお願いしたいことがございます。といいますのは、農林水産省さんからいきますと家畜伝染病予防法ということになるかもしれませんが、こちらで厚生労働省が行っております屠畜場法との関連で非常に気になることがございます。

と申しますのは、家伝法の中に入っておりますヨーネ病とか結核なんかがありますけれども、これは実は屠畜場法12条というところがありまして、重度でなければその病巣を切除して流通に回せるという規格がまだ生きているわけですね。ということは、いかに農林水産省さんの方でこれを徹底しようと思っても、最終的流通に乗せる段階におきまして、やはり屠畜場法で病気の一部切除した肉が回るような今の体制であれば、どこまで安全性が徹底できるんだらうかというちょっと疑問がございまして。

また、この中には結核とかヨーネ病というのがありますが、ヨーネ病は今北海道でも結構牛の下痢する病気なんですが、それが外国から入ってきて蔓延して、北海道の行政としましてはある面では、保健所単位で違うんですけれども、その牛を流通に出さないところもあってみたり、今許可されているんで出すところもあってみたりすると。

また、インターネットで調べてみますと、他県さんでは北海道から来た牛を買った場合は、そのヨーネ病をちゃんと検査しろなんていうことも今インターネットに載る時代でございまして。このヨーネ病が実はアメリカのネバーネットというところで見ますと、クロン病という人間の消化器に潰瘍を起こす病気との関連性をアメリカでは疑われている病気の1つでもあるわけです。ですから、そういうところをもう少し進めていただかないと、安全性を確保するという問題、非常これ難しくなってくるのかなと。そういうことを考えますと、今この屠畜場法と家伝法の関係で、少なくとも安全性が確保できない病気のそういう家畜の肉を流通させないような体制を何とかとってもらえないだらうかというのが私のお願いでございまして。

そういうところの科学的検討の上に立って、これはもう回すべきものじゃないと思うものはやはりもう法を改正していただきたい。特にこの公衆衛生の関係からいきますと、専門家の意見も聞きますと、シナガワ先生をはじめやっぱりヨーネ及び結核については、これは外すべきだらうという個人的な意見もいただいている事実もあるわけです。そういうところをご検討いただき、ぜひ厚生労働省の方にもそのあたりをちょっとご検討を進めるように働きかけていただきたいなと考えております。

以上です。

○山本分科会長 それでは、本件につきましてまとめてご質問、ご意見をいただきまして、そして何かお答えがありましたらお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

田嶋委員どうぞ。

○田嶋委員 トレーサビリティについてでございますけれども、食の安全と安心を確保するためのトレーサビリティというのは大変に私重要だと思っておりましたし、これが推進されることをとても期待しておりました。

きょう、きれいなパンフレットを拝見させていただきましたけれども、これを先ほどのご説明にもありましたように、これを見ますと大変業界で取り組んでいただきたいと、自発的あるいは自主的な行動を期待するものだというふうなことであります。

一方で、JIS規格のような感じでトレースできるという商品については印をつけるというふうな努力もされるようでありませうけれども、一体どのくらいまで浸透していくかというふうなことについてお考えになっていらっしゃるのか、そしてどのくらい浸透させるつもりなのか。法的なものがつくられるのかどうかその辺わかりませんが、どういうふうな戦略といいますか次の手段といいますか、それを考えていらっしゃるのかお聞かせいただければと思います。

○山本分科会長 ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、これまでのご発言につきまして事務局の方からご回答をお願いします。

○坂井消費・安全政策課長 まずは厚生労働省の方からお話をお聞きします。

○ミチノ監視安全課長補佐 厚生労働省の食品安全部の監視安全課の課長補佐のミチノと申します。

塩越委員のご指摘の点でございますけれども、実は昨年5月に食品衛生法それから屠畜場法も改正をいたしまして、家畜伝染病予防法に一応指定されたような家畜疾病については、基本的に診断されたものは処分の対象にしますということでまず改正をいたしました。

それから、昨年の秋に、食品安全委員会に諮問をいたしまして、家畜伝染病に関してリスク評価ということをお願いしました。もうご承知のとおり家畜の疾病自体は、人にうつるかうつらないかというのはなかなか科学的治験というのがそうたくさんあるわけではありません。過去に報告があったかなかったかという程度のところでございます。そういった意味で明確にそのリスクがないというふうに判断はできないというのが、安全委員会のご指示でございます。ご指摘のヨーネ病、結核等も含めて基本的に全部廃棄という処分基準を定めまして2月27日に施行してございます。したがって現在、もう生産段階で家畜伝染病法に基づいてヨーネ病と診断されたものにつきましては屠畜場に持ってき

でもそれ廃棄ということになりますので、実質的にはもう持ってこれられないような状況になってございます。

以上です。

○坂井消費・安全政策課長 続きまして、トレーサビリティにつきましてのご指摘でございますが、先ほどご紹介しましたトレーサビリティシステムの構築に向けた考え方という中にも、私どもとして農林水産省としてどのように推進していこうかということをもとめさせていただいております、一つは自主的、自発的な取組みと申し上げましたのは、これはトレーサビリティ、もちろんコストがかかるわけですね。流通の過程で製品、食品の情報を捕捉をしていくということで、コストがかかるということがありますので、そういった面でそれぞれの目的に応じて、リスク管理であればどの程度までのリスク管理が必要かという目的に応じてシステムを構築をしていくということが必要になってくるわけです。

そういった中で、ニーズの側面としては、リスク管理をどんなふうに行っていくか、また消費者のサイドからこういったものをどこまで求められているのかといったことも大事になってきますので、私どもとしましてはまずできる限り多くの方々にトレーサビリティシステムの意義、効果、どのようなメリットがあるかというのを知っていただいて、評価をできる限り多くの方にさせていただいて、そういった中で、また生産者サイドにおいては、この情報機器の整備等、そういった手段を通じてできる限りの支援をしてまいりたいということで考えております。

どこまで普及するかというのは、なかなか義務づけるという話ではございませんので、予測はしがたいところはあるんですが、私どもとして実証試験というものを行っております、先般も卵の殻に直接採卵日などを印字するシステムの開発を行いました、そういったものをテレビ、新聞などでもかなり積極的に報道していただいておりますので、かなり認知度は高まってきているのではないかと、それに伴って各地域でいろんな取組みが進んでいるということだというふうに考えております。

もちろん、いろいろな取組みがあるわけでございますので、そういった中でできる限り充実したトレーサビリティシステムになるように、パンフレットを配布しますとか、あるいは構築に向けた考え方をできる限り多くの方に知ってもらおうといった形で努力をしているといったところでございます。

○田嶋委員 ということは、消費者の反応を見ながらお進めになるということでございますね。

○坂井消費・安全政策課長 消費者の方にできるだけこのシステムのメリットを知っていただいて、評価をしていただくということを目指したいと思っております、それをすればまさにシステムの構築も導入も進んでいくということを期待しているところでございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

予定の時間を既に若干過ぎておりますので、この資料などにつきましては以上とさせていただきます。ほかにこの際ぜひご提案なされたいこと等ございましたら、ご発言のチャンスはございますが。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 一つは農水省、国といったらよろしいでしょうか、国と自治体との関係ということで少し気になっていることがございます。

今、遺伝子組換えの作物につきましてはそれぞれの指針ができて、農水省でも指針は既にできているわけですが、このところ若干見受けられますのは、地方自治体で工作というんでしょうか、それについての禁止の指針ですとか、あるいは条例化という動きがございます。その是非は別といたしましても、消費者から見たときに、農水省がこれはこういうことでオッケーというふうなものを、地方自治体の中でそれは駄目なんだというようなことを決めるといふ実態があるわけですが、消費者から見ると一体どっちがどうなのというような感じがとても強くするわけがございます。そういったことは、これから地方分権化が進んでいくと、随分考え予想できることなんですけれども、一体そういう整合性とかそういったことはどのようになるんだろうというのは私は非常に疑問に思っておるところでございますので、審議会なり適切なところでそのことをどう考えるのかという論議をぜひともしていただきたいというのが、私は希望ということでお答えは必要ございません。

○山本分科会長 それは今後の課題ということで承らせていただきます。

それでは、時間の関係もございまして、事務局の方から今後の消費・安全分科会の運営につきましてご説明をお願いいたします。

○坂井消費・安全政策課長 本日はどうもありがとうございます。今後とも商品安全関係の政策につきまして、各政策の進捗状況等に応じまして、またこのような場を設けさせていただいてご意見を賜りたいと思っております。当面、具体的なスケジュールはまだ設定をしておりませんが、また日程等についてご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山本分科会長 それでは、本日の予定の議事はすべて終了いたしました。長時間にわたりましてご熱心に討議いただきましてまことにありがとうございました。

これをもちまして、第2回の消費・安全分科会を閉会といたします。